



# 健康のまちづくり友好都市連盟



## 規約

2017年3月4日制定

### 第1条（名称）

本連盟は、健康のまちづくり友好都市連盟と称する。

### 第2条（目的）

本連盟は、全国各地で取り組まれている地域ぐるみの健康増進活動・政策およびまちづくり活動・政策の共有、発展を推進し、よりよい地域の実現や地域存続可能性の向上に寄与することを目的とする。

### 第3条（事業）

本連盟は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. ワークショップ・研究会の開催
2. 活動報告書やメーリングリストによる参加市区町村の取り組みの共有
3. その他、本連盟の目的を達成するために必要な事業

### 第4条（会員）

1. 本連盟は、第2条の目的に賛同する市区町村をもって会員とする。
2. 入会を希望する市区町村は、別に定める申込書を本連盟に提出しなければならない。
3. 会員は、第3条に規定する事業を実施するよう努めるものとする。
4. 会員は、退会しようとするときは、その旨を本連盟に届け出なければならない。

### 第5条（顧問）

1. 本連盟に顧問（若干名）を置く。顧問は、会員外からも選出することができる。
2. 顧問の任期はこれを特に定めない。
3. 顧問は会務執行等に関して、会員の求めに応じ必要な助言を行う。

### 第6条（総会）

1. 総会は全ての会員によって構成される。
2. 総会は、毎年1回ワークショップ・研究会に合わせて開催する。
3. 総会の議長は、ワークショップ・研究会開催市区町村より選出する。
4. 総会は、この規約に定めるもののほか、その他の本連盟に関する重要な事項を議決する。
5. 総会を開催するときは、事務局が招集し、会員に対して日時及び場所を示して、文書をもって通知しなければならない。
6. 総会は、会員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
7. 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決す。
8. やむを得ない理由で総会に出席できない会員は、あらかじめ、書面をもって表決することができる。この場合において、前2項の規定の適応については、出席したものとみなす。

### 第7条（ワークショップ・研究会）

1. ワークショップ・研究会は、年1回開催する。
2. ワークショップ・研究会の主催は、毎年会員が順に担当する。
3. ワークショップ・研究会の主催会員は、総会で決す。

### 第8条（活動報告書）

1. 活動報告書は、毎年1回以上作成される。
2. 会員は、本連盟が求めたときには、会員の関わる健康づくり・まちづくりの取り組みについて報告しなければならない。

### 第9条（会計）

本連盟は、予算及び資産を保有しない。

### 第10条（規約の改廃及び解散）

本規約の改廃および解散は、総会において会員の過半数以上の議決を得なければ変更することができない。

### 附則

1. 本規約は2017年3月4日から施行する。
2. 本連盟事務局を福井県大飯郡高浜町和田117-68福井大学医学部地域プライマリケア講座研究室内に置く。
3. 事務局には、必要に応じ、会員でない事務局員を置くことができる。